

介護職員処遇改善加算計画（令和元年度）

賃金改善計画について

- ①算定区分（介護職員処遇改善加算 I）
- ②算定対象月（平成31年4月～平成32年3月）
- ③平成31年度 加算見込額（74,800,000円）
- ④賃金改善見込額（75,000,000円）

◎賃金改善を行う賃金項目及び方法の具体的な内容について

■平成31年度介護職員処遇改善加算の見込額75,000,000円の支給方法として

□毎月の支給額

- 夜勤手当として1回につき加算にてプラスし、毎月の給与にて支給する
(年間予算16,500,000円)

□賞与時の支給加算

- 夏季賞与時において、正職・嘱託・パート及び職務内容や職制に応じてプラス支給
(夏期予算7,500,000円)
- 冬季賞与時において、正職・嘱託・パート及び職務内容や職制に応じてプラス支給
(冬期予算9,000,000円)

□期末手当として3月25日に一時金としての支給加算

- 介護福祉士等の有資格者に対する加算として一時金を支給する(年間予算5,000,000円)
- 主任・副主任・責任者等の役職者に対する加算として一時金を支給する
(年間予算3,000,000円)
- 正職の勤務年数加算として、2年・5年・10年以上の枠組みを基準に一時金を支給する
(年間予算6,000,000円)
- 介護職員の基本支給額を月額で設定し正職・嘱託・パートの職務内容や職制に応じて1年分を計算して一時金として支給する。
(年間予算20,000,000円)
- 処遇改善としての支給に伴う法人負担福利厚生費として支出。(年間予算8,000,000円)

◎令和元年度処遇改善加算合計支給額 78,556,609円

令和元年度 ひじり会特定処遇改善加算の支給（計画）

■令和元年度は10月下旬からの算定となるため、年度末（3月25日）に
期末手当として現在の処遇改善加算にプラスし支給します。

■「介護職員処遇改善加算」の支給内容予定■

A：「経験・技能のある介護職員」については

基本的に介護福祉士有資格者で10年の勤務に準ずる職員で、経験・技能があり、
事務所のリーダー役職員で、今年度48万円（下期24万）の一括支給を行い、
年収440万以上とする。（現440万以上及び嘱託職員を除く）

B：「その他の介護職員」について

介護福祉士有資格者で勤続年数及び職務内容を考慮し、24万円（下期12万）・
20万（下期10万）・16万（下期8万）と段階的に支給する。（嘱託も含む）
無資格であっても勤続年数・職務内容により支給予定。

C：「介護職員以外の職員」

介護職以外の、看護師・看護職員・居宅職員・事務職員については、勤続年数・
現給与を考慮し、10万（下期5万）・6万（下期3万）を支給予定。

◎令和元年度 特定処遇改善加算見込額 10,240,000 円

◎令和元年度 特定処遇改善加算支給総額 11,987,499 円